柳病院用

院外処方箋における問合せ簡素化プロトコル合意書

医療法人柳育会　柳病院（以下、甲という）と保険薬局名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（以下、乙という）は甲の院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用に関しては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上同意を得てから行うものとする。

【　記　】

① 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における問合せ簡素化プロトコル」（別紙）に挙げる問合せ不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。また、別紙の事項に関して合意した内容は遵守する。

（参考：薬剤師法 第23 条）

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

② 開始時期について

柳病院病院長が承認した合意書の受領をもって運用開始とする。

承認日：令和　　年　　月　　日

③ 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする

以上

名称（甲）　　医療法人柳育会　柳病院

住所　　福岡県八女市吉田2-1

代表者氏名　　病院長　　中野 昌彦　　印

名称（乙）

住所

保険薬局番号

代表者氏名　　印

（文書記載日：令和　　年　　月　　日）

院外処方箋における問合せ簡素化プロトコル合意書

保険薬局用

医療法人柳育会　柳病院（以下、甲という）と保険薬局名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（以下、乙という）は甲の院外処方箋における疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用に関しては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上同意を得てから行うものとする。

【　記　】

① 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「院外処方箋における問合せ簡素化プロトコル」（別紙）に挙げる問合せ不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。また、別紙の事項に関して合意した内容は遵守する。

（参考：薬剤師法 第23 条）

3. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

4. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

② 開始時期について

柳病院病院長が承認した合意書の受領をもって運用開始とする。

承認日：令和　　年　　月　　日

③ 合意の解除、内容変更について

合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする

以上

名称（甲）　　医療法人柳育会　柳病院

住所　　福岡県八女市吉田2-1

代表者氏名　　病院長　　中野 昌彦　　印

名称（乙）

住所

保険薬局番号

代表者氏名　　印

（文書記載日：令和　　年　　月　　日）